

厚生労働省
東京労働局発表
令和元年5月31日

担当	東京労働局労働基準部安全課 課長 直野 泰知 主任安全専門官 関 憲生 課長補佐 瀬田 稔 電話 03(3512)1615
----	---

全国安全週間を7月に実施

～平成30年の都内の労働災害による死傷者数は10年ぶりに1万人を超過～

東京労働局（局長 前田芳延）では、7月1日から1週間、全国安全週間（7/1～7/7）を実施します。平成30年の都内の労働災害発生状況も踏まえ、東京産業安全衛生大会の開催、関係団体への要請、講習会の開催など様々な労働災害防止に係る取組を展開することとしています。

1. 全国安全週間の実施

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施され、「人命尊重」という崇高な理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎えます。

（スローガン：**新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場**）（実施要綱は別添2）

昨年都内では10年ぶりに労働災害による死傷者数が1万人を超えたところであり、東京労働局では、更なる労働災害の減少を図るため、事業者や関係団体等に働きかけ、様々な取組を展開します。

2. 平成30年の東京都内の労働災害発生状況（詳細は別添1）

〈ポイント〉

（1）死亡災害発生状況

労働災害による死亡者数は63人で、平成29年と比べて3人(4.6%)減少しました。

約3割の19人が建設業で、そのうち3割強にあたる6人は「墜落・転落」

によるものでした。

建設業以外では、その他の三次産業※（17人）、運輸交通業（8人）、商業（7人）、清掃と畜業（4人）、などとなっています。

※「その他の三次産業」は、金融業、警備業などである。

（2）死傷災害発生状況

休業4日以上死傷者数は10,486人で、平成29年と比べて649人(6.6%)増加し、平成20年以来10年ぶりに1万人を超えました。

業種別にみると、商業(1,863人)、運輸交通業(1,797人)、その他の三次産業(1,737人)、建設業(1,163人)、保健衛生業(1,110人)、接客娯楽業(1,014人)の順となっています。

〈東京労働局における安全週間における主な取組〉

1 東京産業安全衛生大会の開催（別添3）

7月4日（木）、一ツ橋ホール（千代田区一ツ橋2-6-2）において、安全衛生担当者らの参加の下、第16回東京産業安全衛生大会を開催します。

当日は、死傷災害で最も災害の多い転倒災害をテーマにした特別講演を予定しています。また、企業として労働災害防止のための先進的な取組を行い成果を上げている事例や東京オリンピック・パラリンピック関連施設を施工する現場における安全管理について講演をいただくこととしています。

大会当日は、安全衛生活動を活発に推進し、安全衛生水準が良好で他の模範となる事業場や安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰を併せて実施します（別途広報予定）。

2 労働災害防止に係る要請

全国安全週間の実施に合わせ、関係団体及び地方公共団体に対して労働災害防止に向けた要請を6月に行います（別途広報予定）。

3 パトロールの実施

東京労働局長等による建設現場パトロールを実施します（別途広報予定）。

また、各労働基準監督署においても、災害防止団体等と連携し、現場パトロールを実施し、労働災害防止の取組を働きかけます。

4 講習会等の開催

各労働基準監督署と関係団体等が連携し、広く管内の事業場を対象に安全週間における取組に関する講習会を開催します。

※ 講習会では、夏期に多発する熱中症についても、予防対策の実施を呼びかけることと
しています（別添4）。

別添資料

- 1 平成30年 東京都内における労働災害発生状況
- 2 全国安全週間実施要綱
- 3 第16回 東京産業安全衛生大会プログラム
- 4 職場の「熱中症」を防ごう！（リーフレット）

平成 30 年 東京都内における労働災害発生状況

1. 概況

平成 30 年の東京労働局管内の労働災害による死亡者数（以下「死亡者数」という。）は 63 人で、前年に比べ 3 人（4.5%）減少、休業 4 日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）は 10,486 人で、前年に比べ 649 人（6.6%）増加となった。

労働災害を減少させるために、東京労働局や事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた中期計画である「第 13 次東京労働局労働災害防止計画」（計画期間：2018～2022 年度、以下「13 次防」という。）では、計画期間中に死亡者数を 15%以上、死傷者数を 5%以上減少させることを目標としている。

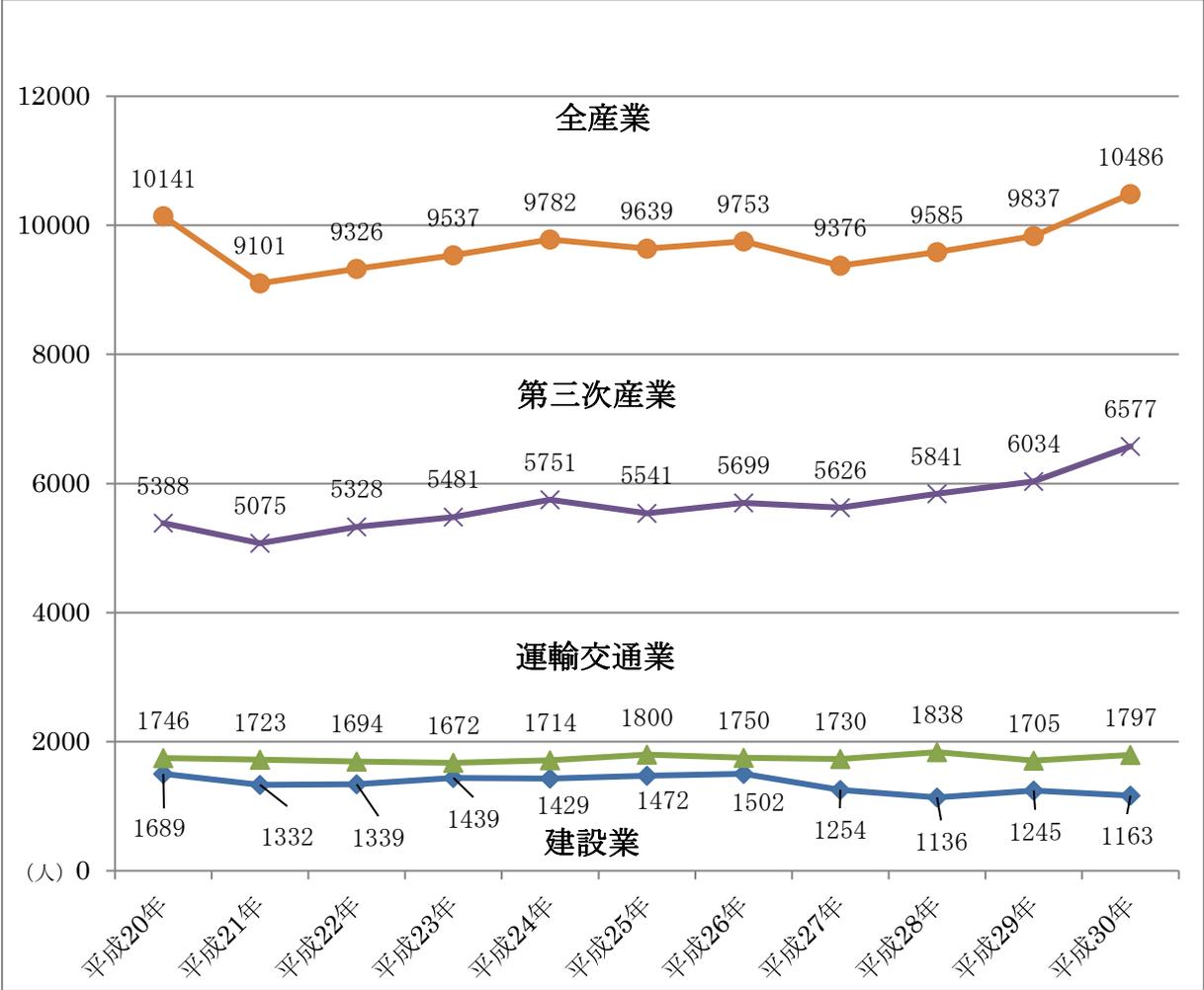
死亡者数については、同計画の目標達成に向け着実に減少しているが、死傷者数については、多くの業種において平成 29 年と比較して増加し、10 年ぶりに 1 万人を超える結果となった。

業種別にみると、飲食店、卸小売業、保健衛生業など第三次産業において死傷者数の増加が顕著であり、事故の型別にみると、転倒災害による死傷者数が大幅に増加した。

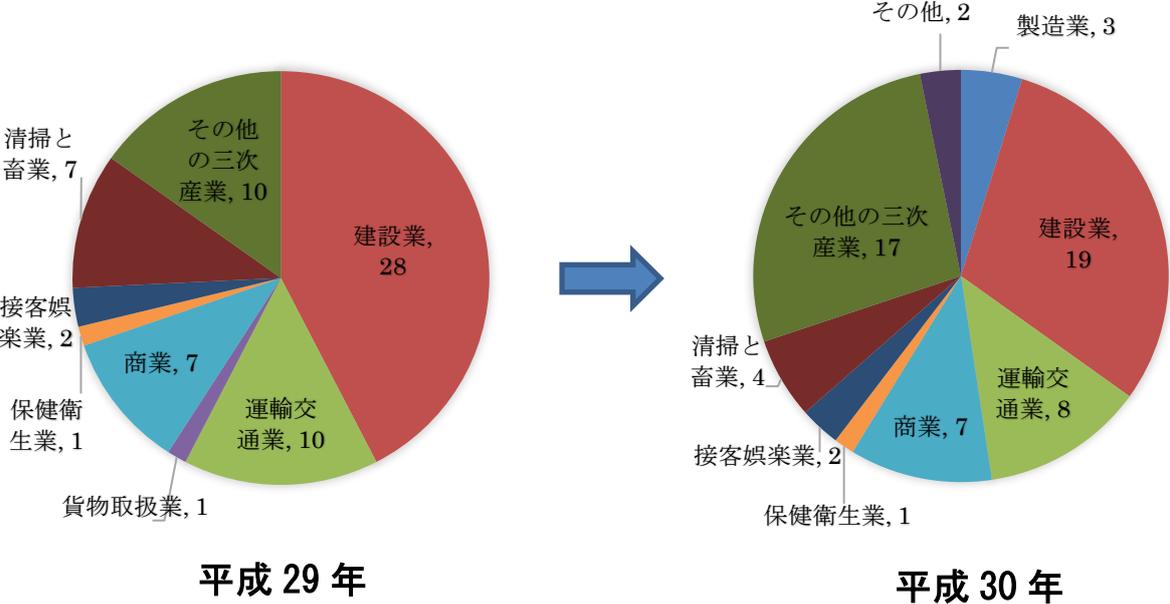
東京都内においては、死傷災害の 63%、死亡災害の 49%を第三次産業※が占め全国平均（死傷災害の 47%、死亡災害の 27%が第三次産業）と比べても第三次産業の労働災害の割合が高くなっている。

※第三次産業とは、商業（卸・小売業を含む）、金融・広告業、通信業、保健衛生業（社会福祉施設を含む）、接客・娯楽業（飲食店を含む）、清掃・と畜業（ビルメンテナンス業を含む）、などの合計を指す

死傷災害（休業4日以上）の推移（平成20年～）



死亡災害の推移（対前年比較）



2 災害発生状況の分析

(1) 死亡災害

死亡災害は、その他の三次産業で7人、製造業で3人増加し、建設業で9人、清掃と畜業で3人、運輸交通業で2人減少した。

事故の型別にみると、「墜落・転落」と「交通事故（道路）」がそれぞれ18人と最も多く、平成29年と比べて「墜落・転落」は10人減少しているものの、「交通事故（道路）」は9人増加した。

(2) 死傷災害

死傷災害は、接客娯楽業で15.8%、製造業で15%、商業で11.7%、保健衛生業で10.9%、清掃と畜業で6.8%、運輸交通業で5.4%、その他の三次産業で2.8%増加し、建設業で6.6%減少した。

事故の型別にみると、「転倒」が26.3%を占め、以下、「動作の反動・無理な動作」が16.4%、「墜落・転落」が16.0%、「交通事故（道路）」が8.3%、「はさまれ・巻き込まれ」が7.8%、「切れ・こすれ」が5.5%の順となっている。

(3) 外国人労働者による死傷災害

死傷災害のうち外国人労働者による災害は265件と2.5%を占め、平成29年と比べて3.1%増加している。業種別にみると、接客娯楽業における災害が71件と最も多く、26.8%を占めている。

外国人労働者による死傷災害発生状況

	製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	商業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃と畜業	その他の三次産業	その他	計
平成30年	20	53	14	2	39	7	71	15	3	41	265
平成29年	32	57	10	6	37	10	50	15	2	38	257

(4) 業種別の災害発生状況

【製造業】

死傷者数は、735人と前年に比べ15.0%増加し、そのうち「高温・低温の物との接触」、「感電」、「その他」でそれぞれ1人、死亡災害が発生している。

事故の型別にみると、「はさまれ・巻き込まれ」が25.9%を占めている。「はさまれ・巻き込まれ」は機械設備によるものであり、異物を除去しようとして機械

にはさまれたり巻き込まれたりする災害も発生している。

「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止のためには、機械設備の本質安全化の促進とともに、掃除やメンテナンスなどの非定常時の際には、機械を停止した上で作業を行うことを徹底することが必要である。

【建設業】

死傷者数は1,163人と前年に比べ6.6%減少し、死亡者数も19人と前年に比べ9人減少した。

死傷者のうち外国人労働者は4.6%を占めるが、前年に比べ7.0%減少している。

事故の型別にみると、「墜落・転落」が33.4%を占め、他業種に比べ高い割合となっている。死亡者19人のうち6人が「墜落・転落」によるもので、中には、墜落制止用器具の未使用を原因とするものもある。

墜落・転落災害の防止のためには、墜落・転落のおそれがある高所作業においては、墜落制止用器具の使用を徹底するとともに、墜落・転落を防止するための安全措置を確実に講じるほか、リスクアセスメントに基づくより安全な工法の採用が必要である[※]。

※ なお、墜落防止用の個人用保護具については、より安全に作業を行うために、胴ベルト型でなくフルハーネス型の墜落制止用器具の使用を義務付けられたところである。

【運輸交通業】

道路貨物運送業の死傷者数は、949人と前年に比べ3.5%増加したが、死亡者数は6人と前年に比べ1人減少した。

道路貨物運送業について、事故の型別にみると、「墜落・転落」が23.6%を占め、荷台からの墜落や配送先の階段での転落の防止が課題となっている。また、「転倒」と「動作の反動・無理な動作」が合わせて35.7%となっており、荷物を取扱い中の転倒や腰痛の防止も課題となっている。

道路旅客運送業の死傷者数は、644人と前年に比べ6.1%増加し、前年発生がなかった死亡者数も2人となった。

道路旅客運送業においては、「交通事故（道路）」が48.8%を占めており、交通労働災害の防止が課題となっている。

【第三次産業】

死傷者数は、6,577人と前年に比べ9.0%増加となり、飲食店が17.0%、社会

福祉施設が 13.8%、小売業が 10.8%、ビルメンテナンス業が 10.4%の増加となった。

第三次産業では、「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」による災害で 5 割以上を占めるとともに、「交通事故（道路）」が 6.5%と他業種に比べ高い割合となっている。

死傷者のうち、外国人労働者は 2.1%を占め、前年に比べ 18.4%増加している。

(ア) 小売業

死傷者数は、1,386 人と前年に比べ 10.8%増加した。

事故の型別にみると、「転倒」が 31.4%、「動作の反動・無理な動作」が 16.7%となっている。

小売業では、階段を含めた段差のある場面で転倒するケースが多いことから、転倒災害の防止が最重要課題である。

(イ) 社会福祉施設

死傷者数は、872 人と前年に比べ 13.8%増加した。

事故の型別にみると、「動作の反動・無理な動作」が 38.0%、「転倒」が 29.0%となっている。

腰痛を始めとする「動作の反動・無理な動作」及び「転倒」の防止が課題であり、また、50 歳以上の高年齢労働者の被災割合が半数以上を占めていることから、高年齢労働者の災害防止も課題である。

(ウ) 飲食店

死傷者数は、793 人と前年に比べ 17.0%増加した。このうち外国人労働者が 64 人と、前年に比べ 36.2%増加している。

事故の型別にみると、「転倒」が 26.1%、「切れ・こすれ」が 25.6%、「高温の物等との接触」が 13.6%となっている。

水や油で濡れた床面による転倒災害、包丁や食品加工用機械による切れ・こすれや火傷が多く、これらの災害の防止が課題である。

また、死傷災害のうち 30 歳未満の若年労働者が 37.6%、経験年数 1 年以下の労働者が約 4 割を占め、30 歳未満の死傷者のうち外国人労働者が 8.1%を占めており、未熟練労働者への安全教育の徹底と外国人労働者を対象とする労働災害防止対策も課題である。

(エ) 清掃と畜業

死傷者数は、853 人と前年に比べ 6.8%増加した。そのうち、約 7 割はビルメンテナンス業であるが、ビルメンテナンス業の死亡者数は 4 人と前年に比べ

2人減少している。

ビルメンテナンス業の死傷者のうち、「転倒」が45.7%、「墜落・転落」が21.0%を占めており、特に「転倒」は前年と比べて14.9%増加した。

死亡災害においては、墜落制止用器具の未使用など、墜落防止措置が不十分であるケースが見られたところであり、墜落・転落のおそれがある高所作業においては、墜落制止用器具の使用を徹底するとともに、墜落・転落を防止するための安全措置を確実に講じることが必要である。

業種別の主な事故の型別の発生状況

業種	墜落・転落	はさまれ・巻き込まれ	転倒	動作の反動・無理な動作	交通事故(道路)
製造業 735人 (100%)	95人 (12.9%)	190人 (25.9%)	149人 (20.3%)	80人 (10.9%)	18人 (2.5%)
建設業 1,163人 (100%)	388人 (33.4%)	126人 (10.8%)	133人 (11.4%)	60人 (5.2%)	29人 (2.5%)
運輸交通業 1,797人 (100%)	274人 (15.3%)	116人 (6.5%)	324人 (18.0%)	320人 (17.8%)	390人 (21.7%)
うち道路貨物 949人 (100%)	224人 (23.6%)	92人 (9.7%)	170人 (17.9%)	169人 (17.8%)	60人 (6.3%)
うち道路旅客 644人 (100%)	31人 (4.8%)	15人 (2.3%)	131人 (20.4%)	76人 (11.8%)	314人 (48.8%)
第三次産業 6,577人 (100%)	866人 (13.2%)	360人 (5.5%)	2,110人 (32.1%)	1,226人 (18.6%)	425人 (6.5%)
うち小売業 1,386人 (100%)	169人 (12.2%)	95人 (6.9%)	435人 (31.4%)	231人 (16.7%)	106人 (7.7%)
うち社会福祉施設 872人 (100%)	54人 (6.2%)	16人 (1.8%)	253人 (29.0%)	331人 (38.0%)	71人 (8.2%)
うち飲食店 793人 (100%)	59人 (7.4%)	29人 (3.7%)	207人 (26.1%)	74人 (9.3%)	27人 (3.4%)
うち清掃業等 853人 (100%)	171人 (20.1%)	63人 (2.1%)	319人 (37.4%)	133人 (15.6%)	19人 (2.2%)
全産業合計 10,486人 (100%)	1,618人 (15.4%)	815人 (7.8%)	2,752人 (26.3%)	1,717人 (16.4%)	868人 (8.3%)

※ 典型的な労働災害の「事故の型」は以下のものです。

- ・転倒：通路や床などで足をすべらせたり、何らかのものにつまづいて転ぶ場合のほか、重機を運転していて、横転した場合を含みます。
- ・墜落・転落：高所から落ちて死傷するほか、はしごや階段などから足をすべらせた場合、車や重機を運転していて作業場や道路から落ちる場合を含みます。
- ・はさまれ・巻き込まれ：運転中の機械などに体の一部をはさまれたり、巻き込まれたりして死傷するほか、ドア、台車、荷物や資材などに手足や指をはさむ場合を含みます。
- ・動作の反動・無理な動作：腰痛のほか、ねんざを含みます。
- ・交通事故(道路)：交通事故のうち道路交通法適用の場合をいいます。

2 今後の東京労働局の取組

東京労働局では、第13次労働災害防止計画に基づき、関係事業者に対する指導や働きかけを継続するとともに、死亡災害等の撲滅と労働災害の発生状況を踏まえた的確な労働災害防止対策の推進を重点課題とした対策に取り組むこととしています。

建設業

- ・ より安全な措置の普及促進による墜落・転落災害防止対策の徹底
- ・ フルハーネス型墜落制止用器具への移行と使用の徹底を勧奨
- ・ リスクアセスメントに基づくより安全な工法の採用
- ・ 建設現場と店社が一体となった安全衛生管理の徹底
- ・ 建設現場における外国語併記の安全標識の活用促進
- ・ 建設業界を取り巻く状況の変化を踏まえた指導、支援等の推進

第三次産業

- ・ 多数の店舗等を展開する企業における全社的な労働災害防止対策の推進
- ・ 労働災害を多発させた企業に対する指導
- ・ 外国人労働者を対象とする労働災害防止のための安全衛生教育等の徹底
- ・ 業界団体、関係行政機関等と連携した労働災害防止対策の周知啓発

運輸交通業

- ・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組の徹底
- ・ 道路旅客運送業における交通労働災害の防止対策の周知啓発

また、東京労働局独自のロゴマーク及びキャッチフレーズを設定し、事業者、労働者などの関係者が安全に対する認識を共有する取組を進めます。

東京労働局第13次労働災害防止計画
ロゴマークとキャッチフレーズ



～ トップが打ち出す方針 みんなで共有
生み出す安全・安心 ～

平成30年 東京都内における労働災害発生状況

平成30年死亡災害発生状況 (確定値)

業種別	平成30年		前年同期		増減数
	発生数	増減率(%)	発生数	増減率(%)	
製造業	3		0		3
建設業	19		28		-9
土木工事業	2		5		-3
建築工事業	13		18		-5
木造家屋建築工事業	2		1		1
その他建設業	4		5		-1
運輸交通業	8		10		-2
道路貨物運送業	6		7		-1
貨物取扱業	0		1		-1
商業	7		7		0
卸小売業	6		5		1
保健衛生業	1		1		0
接客業	2		2		0
飲食店	2		2		0
清掃と畜業	4		7		-3
ビルメンテナンス業	4		6		-2
その他三次産業	17		10		7
金融業	2		1		1
警備業	6		3		3
その他(一次産業)	2		0		2
全産業合計	63		66		-3
30年発生分	3		0		3
前年同期	19		28		-9
増減率(%)	2		5		-3

(注) 上段は平成30年確定値
下段は平成29年確定値

平成30年死傷災害発生状況 (確定値)

業種別	平成30年		前年同期		増減率(%)
	発生数	増減率(%)	発生数	増減率(%)	
製造業	735		639		15.0
建設業	1,163		1,245		-6.6
土木工事業	173		229		-24.5
建築工事業	816		832		-1.9
木造家屋建築工事業	85		94		-9.6
その他建設業	174		184		-5.4
運輸交通業	1,797		1,705		5.4
道路貨物運送業	949		917		3.5
貨物取扱業	145		148		-2.0
商業	1,863		1,668		11.7
卸小売業	1,627		1,462		11.3
保健衛生業	1,110		1,001		10.9
接客業	1,014		876		15.8
飲食店	793		678		17.0
清掃と畜業	853		799		6.8
ビルメンテナンス業	606		549		10.4
その他三次産業	1,737		1,690		2.8
金融業	126		145		-13.1
警備業	297		278		6.8
その他(一次産業)	69		66		4.5
全産業合計	10,486		9,837		6.6
30年発生分	735		639		15.0
前年同期	1,163		1,245		-6.6
増減率(%)	173		229		-24.5

(注1) 上段は平成30年確定値
下段は平成29年確定値

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

その1 署別・業種別

平成 30年死亡災害発生状況 (確定値)

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	*土木工事業			*その他建設業	運輸交通業	*道路貨送業		貨物取扱業	商業	*卸小売業		保健衛生業	接客娯楽業	*飲食店	清掃と畜業	*ビルメンテナンス業	その他三次産業	*金融業		その他(鉱業、採石業、建設業、水産業)	署計
			*土木事業	*建築工事業	木造家屋建築業			*貨送業	*取扱業			*卸小売業	*警備業										
中央	5	3	1	1	4	2					1	1	1	1	1	1			2			8	3
上野											1	1	1	1	1	1			1			2	2
三田											2	2	1	1	1				5			2	8
品川											2	1	2	1	1				2			2	3
大田	1																		2			3	1
渋谷																						3	5
新宿																						3	8
池袋																						1	2
王子	1																					1	2
足立																						1	2
向島																						1	6
亀戸	1																					1	2
江戸川																						1	2
八王子																						1	4
立川																						2	8
青梅																						1	1
三鷹																						1	2
町田																						1	1
小笠原																						1	1
業種計	3	19	2	2	13	4	8	6	7	7	6	1	2	2	2	4	4	4	17	2	6	2	63
	28	5	18	1	5	10	7	1	7	5	1	2	2	7	6	10	1	3	1	3	6	66	

(注) 上段は、平成30年確定値
下段は、前年確定値

その2 事故の型別・業種別

平成 30 年死亡災害発生状況 (確定値)

東京労働局 労働基準部安全課

事故の型別	業種別														業種計						
	製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	木造家屋建築工事業	* その他建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	* 飲食店		清掃と畜業	* ビルメンテナンス業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他
墜落、転落	13	6	2	5	1	1	1	1	3	2	1	1	2	2	4	4	4	1	2	1	18
転倒												1									2
激突																					1
飛来、落下		2	1	2			1														3
崩壊、倒壊		1	1	1																	1
激突され		1	1							1	1										2
はさまれ、巻き込まれ		1		1						1	1										2
切れ、こすれ																					
踏み抜き																					
おぼれ																					1
画面・ガラスの物との接触	1	2		2	1			1												1	4
有害物との接触	1			1																	2
感電	1																				2
爆発																					
破裂																					
火災		2																			2
交通事故(道路)		3	2	1	1		7	5		5	4										18
交通事故(その他)							3	1		1											1
動機、無理な動作																					3
その他	1	1	1	1	1		1	3	2	2	1	1	1	1	4	4	4	1	2	2	6
分類不能																					11
業種計	3	19	2	13	2	4	8	6	7	6	1	1	2	2	4	4	17	2	6	2	63

(注) 上段は、平成30年確定値
下段は、前年確定値

平成30年死傷災害発生状況 (確定値)

東京労働局 労働基準部安全課

その1 業別・業種別	業種別										労働基準部安全課		増減率 (%)								
	製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	木造家屋建設工事業	* その他の建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 卸小売業	保健衛生業		接客娯楽業	* 飲食店	清掃・畜産業	* ヒールメン業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他
中央	19	113	15	82	1	16	31	14	11	196	34	150	113	181	168	312	31	35	3	1050	5.8
上野	14	34	4	27	1	3	22	5	1	45	13	26	24	29	25	40	7	8	3	224	14.9
三田	6	58	4	48		6	24	17	18	82	17	78	66	33	32	173	9	9	2	491	3.2
品川	13	65	8	44	4	13	45	27	9	72	29	68	47	34	24	86	7	14	1	422	1.2
大田	79	60	8	44	3	8	322	79	41	100	50	36	26	40	22	48	2	4	3	779	4.3
渋谷	14	99	17	68	10	14	74	29	5	150	81	78	71	52	45	166	13	43	8	727	14.7
新宿	18	95	10	70	15	15	74	41	1	192	93	112	88	98	86	191	9	55	5	878	3.4
池袋	50	97	13	79	2	5	186	90	6	171	136	79	56	65	43	155	10	25	4	949	3.7
王子	16	36	9	26	2	1	45	13		32	33	12	12	9	5	28	1	8	1	211	13.4
足立	73	78	13	53	6	12	157	85		116	90	44	39	52	18	48	2	13	1	659	4.9
向島	61	60	5	46	11	9	101	47	29	82	64	31	24	27	15	49	2	13	6	490	13.2
亀戸	47	39	6	21	2	12	159	132		83	29	27	21	32	18	93	3	14	3	537	-0.9
江戸川	54	61	14	36	1	11	126	100	1	71	55	71	21	33	10	21	1	2	2	414	-0.7
八王子	49	83	9	51	4	23	101	64	12	100	91	65	35	45	24	82	6	14	9	637	10.0
立川	98	65	7	43	9	15	135	106	6	154	99	65	50	47	30	114	12	20	8	791	9.4
青梅	82	34	6	24	7	4	48	39	3	44	57	31	23	23	5	35	4	5	10	367	16.1
三鷹	24	55	18	34	7	3	110	38	1	110	109	54	48	34	22	50	3	6	7	554	2.8
町田	18	26	5	18	2	3	37	23	1	61	53	36	29	19	14	45	8	9	1	297	21.2
小笠原		5	2	2	1	1				52	1								2	9	125.0
業種計	735	1163	173	816	85	174	1797	949	145	1863	1110	1014	793	853	606	1737	126	297	69	10486	6.6
増減率 (%)	15.0	-6.6	-24.5	-1.9	-9.6	-5.4	5.4	3.5	-2.0	11.7	10.9	15.8	17.0	6.8	10.4	2.8	-13.1	6.8	4.5	6.6	

(注1) 上段は平成30年確定値
下段は前年確定値

(注2) テータは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

平成30年死傷災害発生状況 (確定値)

その2 事故の型別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

事故の型別	製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	木造家屋建築工事業	* その他の建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜産業	* ビルメン業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他	事故の型計	増減率 (%)
墜落転落	95	388	35	294	35	59	274	224	28	256	212	71	86	59	171	127	282	25	34	30	1681	0.8
転倒	149	133	20	90	4	23	324	170	27	577	500	342	273	207	319	277	599	68	116	9	2752	17.2
激突	33	38	11	21		6	113	74	10	85	74	50	31	20	49	24	89	3	13	2	500	5.7
飛来落下	41	129	16	100	9	13	47	35	7	71	65	11	48	33	17	8	41		5	4	416	-1.0
崩壊倒壊	15	44	11	30	3	3	32	31	4	42	36	3	9	7	10	7	15		4	1	174	-7.0
激突	29	52	10	32	4	10	78	52	11	48	43	39	21	5	17	8	51	2	14	3	350	28.2
はさまれ	190	126	32	78	7	16	116	92	17	125	113	26	44	29	63	33	102	1	13	6	815	-2.9
れ巻き	188	161	43	88	8	30	119	87	19	120	107	29	42	30	67	30	88	14	8	6	839	9.3
切れこすれ	58	79	8	65	12	6	14	9	5	133	123	19	216	203	18	6	26		1	8	576	9.3
踏み抜き	63	107	15	81	15	11	18	9	2	108	108	17	144	128	24	12	30		4	8	527	17.0
おぼれ	2	7	1	7	2	1	3	3	3	3	3	2	1	1	4		1			1	17	0.0
高温・低温の物	18	27	8	16	1	3	25	17	1	46	41	12	116	108	17	9	33		16	1	296	16.5
有害物等との	6	19	6	8	1	5	13	3	3	5	4	5	7	7	6	3	6		2	2	67	55.8
感電	2	3		2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	2	4		1	2	15	87.5
爆発	1	1	1	1							1	1	1				2			2	4	100.0
破裂	1	1	1	1						1	1		1							2	1	-50.0
火災	1	23		14		9															23	475.0
交通事故(道)	18	29	6	15	3	8	390	60	5	134	122	81	29	27	19	6	162	17	20	1	868	-2.4
交通事故(その他)	5	33	14	12	1	392	59	1	2	129	114	33	29	21	7	7	200	33	29	889	12	
動作の無反動	80	60	9	41	6	10	320	169	28	313	273	395	112	74	133	90	273	6	54	3	1717	2.2
その他	1	5	1	3	1	1	34	7	2	22	15	49	18	11	8	4	45	1	9	1	183	13.7
分類不能	1	7		5	2	39	7	2	13	11	44	8	1	6	3	2	3	4	8	1	161	19
業種計	735	1163	173	816	85	174	1797	949	145	1863	1627	1110	1014	793	853	606	1737	126	297	69	10486	6.6
増減率 (%)	639	1245	229	832	94	184	1705	917	148	1668	1462	1001	876	678	799	549	1690	145	278	66	9837	

(注1) 上段は平成30年確定値

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

下段は前年確定値

平成 31 年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 92 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成 30 年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業 4 日以上之死傷災害については、転倒災害の増加等により 3 年連続で、前年を上回る見込みである。業種別では陸上貨物運送事業や第三次産業で増加率が高く、事故の型別では「転倒」や熱中症を中心とする「高温・低温の物との接触」で増加率が高くなっている。これらの要因としては基本的な安全対策が不十分なことによる災害の発生や、業種を問わず増加を続けている転倒災害が冬季を中心に発生していることが考えられる。

また、近年増加している高年齢労働者対策や、今後増加が見込まれる外国人労働者対策をはじめとする、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応等も考慮した、日々の仕事が安全なものとなるような取組が求められる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成 31 年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場

2 期 間

7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

(1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。

- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化

学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

（ア）安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

（イ）外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特성에応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

（ア）一般的事項

a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用

b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

（イ）東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 製造業における労働災害防止対策

（ア）機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

（イ）機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

（ウ）作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

（エ）装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

（オ）製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ 林業の労働災害防止対策

（ア）チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

（イ）木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

（ア）荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

（イ）積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

（ウ）歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

（エ）トラックの逸走防止措置の実施

（オ）トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

（ア）全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

（イ）経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

（ウ）職場点検、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、

- 危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
- ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
 - (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- イ 交通労働災害防止対策
- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
 - (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化（ウ）母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
 - (オ) 高年齢労働者に配慮した職場改善の実施
- エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
- (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
 - (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
 - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
 - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
 - (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
 - (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
 - (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等



トップが打ち出す方針
みんなで共有 生み出す安全・安心

第16回 東京産業安全衛生大会

Safe Work TOKYO 2019

「第16回 東京産業安全衛生大会 Safe Work TOKYO 2019」を下記のとおり開催します。
本大会は、広く安全意識の高揚を図ることを目的とした全国安全週間の時期(7月1日～7月7日 スローガン「新たな時代にPDCA みんなで築こうゼロ災職場」)に併せて行うものです。

当日は、安全衛生の取組が特に優れた事業場並びに個人の表彰式も行います。

記

- 1 **主催** 東京労働局 /各労働基準監督署 (支署)
(公社)東京労働基準協会連合会/各地区労働基準協会
- 2 **協賛団体**
(一社)東京経営者協会/日本労働組合総連合会東京都連合会/建設業労働災害防止協会東京支部/陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会/港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京総支部/林業・木材製造業労働災害防止協会東京都支部/(一社)日本ボイラ協会東京支部/(一社)日本クレーン協会東京支部/(公社)ボイラ・クレーン安全協会東京事務所/(公社)建設荷役車両安全技術協会東京都支部/東京都社会保険労務士会/(独)労働者健康安全機構東京産業保健総合支援センター
- 3 **後援団体** 東京都、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会
- 4 **開催日時** 令和元年7月4日(木) 午後1時30分～午後5時
- 5 **開催場所** (一財)日本教育会館 一ツ橋ホール
東京都千代田区一ツ橋2-6-2
- 6 **内容**
 - (1) 主催者挨拶 東京労働局長
(公社)東京労働基準協会連合会長
 - (2) 来賓祝辞 東京都産業労働局長 ほか
 - (3) 安全衛生表彰式
 - (4) 行政からのお知らせ 東京労働局労働基準部
 - (5) 事例発表
安全衛生活動「当事業場の安全衛生活動について」
～武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)サブアリーナ・プール棟新築工事における安全管理～
鹿島建設株式会社 東京建築支店
建築工事管理部 専任部長 八隅 竹水

安全衛生活動「丸井グループにおける安全衛生活動について」
株式会社丸井グループ
人事部 人事部長 羽生 典弘
 - (5) 特別講演
「人生100年時代を迎えて 一転倒予防への対応」
日本転倒予防学会 理事長 武藤 芳照
 - (6) 大会宣言 建設業労働災害防止協会東京支部長

職場の「熱中症」を防ごう!

作業前

管理者等による
体調確認!!

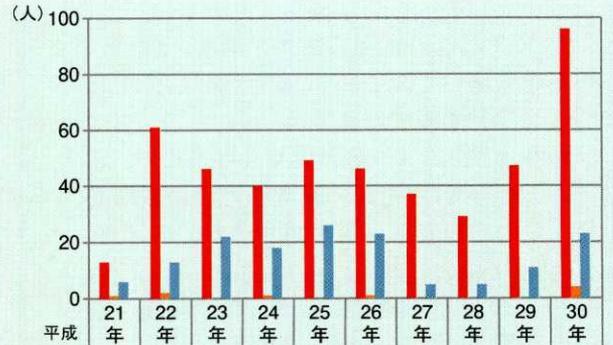
作業中



平成30年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上
の労働災害は96人、そのうち死亡者が4人（平成31年
1月28日現在の速報値）で、記録的な猛暑のため前年に比
べ大幅に増加しました。熱中症による休業4日以上業種
別死傷者は、建設業が約24%を占め、そのほか警備業、
陸上貨物運送事業など幅広い業種で発生しています。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急
処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、計画的に
熱中症の予防を行いましょう。

熱中症発生状況
(東京労働局管内)



平成30年に発生した熱中症の発生事例 (東京)

発生月時間	業種	発生状況	発生時気温 (発生日最高気温)	休業日数等
7月11時	清掃・畜業	公園の維持管理作業で、藤棚の刈り込みを行っていたところ体調が悪化し、体を氷で冷やしたが回復せず、救急車で病院へ運ばれた。	28.8℃ (30.8℃)	12日
7月12時	警備業	線路上の電気設備工事現場で、列車の見張り警備業務の休憩時間中に体調不良となり、応急処置後搬送先の病院で死亡した。	33.2℃ (33.8℃)	死亡
7月14時	貨物自動車運送業	集荷配達中、体がしびれトラックの運転が困難となり救急搬送された。	31.8℃ (31.8℃)	4日
8月15時	建築工事業	鉄筋コンクリート造新築工事現場で、直射日光を浴びながら鉄筋組立て作業を行っていたところ、手足のしびれ、大量発汗等の症状が現れたため、病院へ運ばれた。	34.1℃ (36.5℃)	4日

(参考) 気温は、東京管区気象台(千代田区大手町)の値です。

熱中症とは 熱中症とは高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症を発症した可能性があります。

I度	めまい・失神 「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。	重症度 小
	筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のこと。「熱けいれん」と呼ぶこともあります。 大量の発汗	
II度	頭痛・気分の不快・吐き気・おう吐・けん怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らないなど。従来「熱疲労」と言われていた状態です。	大
III度	意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつけがある、まっすぐ歩けないなど。 高体温 体に触ると熱いという感触があります。従来「熱射病」と言われていたものが相当します。	

熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場所などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

1 作業環境管理

- 日よけや通風をよくするための設備（スポットクーラー等）を設置し、作業中適宜散水する。（通風が悪い場所での散水については、散水後の湿度上昇に注意する。）
- 水分や塩分を補給するためのものや身体を適度に冷やすことができる氷や保冷剤、冷たいおしぼりなどを備付け、摂取・使用状況を確認する。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所または日陰などの涼しい休憩場所を設ける。
- 作業中の暑熱環境の変化がわかるよう、JIS規格「JIS B7922」に適合した暑さ指数計によりWBGT測定を行う。

WBGTとは、気温に加え、湿度、風速、輻射熱を考慮した総合的な値を意味し気温と同じ「℃」で表されます。

暑熱環境のリスクを評価する場合には、この「WBGT」の活用が、基本的温熱諸要素を総合している有効な手段と考えられています。

WBGT値の活用については、平成17年7月29日付け基安発第0729001号通達「熱中症の予防対策におけるWBGTの活用について」により示されています。



2 作業管理

- 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所の連続作業時間を短縮する。
- 計画的に熱への順化期間を設ける。
- 作業服は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。

3 健康管理

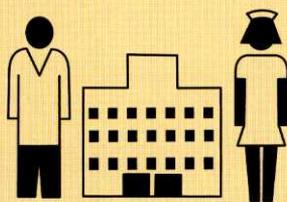
- 健康診断結果などにより労働者の健康状況をあらかじめ把握しておく。また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等に注意する。
- 労働者の健康状況等の確認を行うため、作業前に体調確認を行うとともに作業中は巡視を頻繁に行う。
- 朝食摂取、前日の飲酒量の確認を行う。

4 労働衛生教育

- 労働者が高温多湿場所で作業する場合、作業管理者と労働者に対してあらかじめ、①熱中症の症状②熱中症の予防方法③緊急時の処置④熱中症の事例についての労働衛生教育を行う。

救急措置

少しでも異常が見られたら次の応急処置を行うとともに、呼びかけに対する返事がおかしい等意識障害がある、自力で水分を摂取できない、症状が回復しない、その他必要と認める場合には直ちに医療機関へ搬送してください。



- ◆ 暑い現場から涼しい日陰、または冷房が効いている部屋などに移す。
- ◆ 水分と塩分を取らせる。
- ◆ 衣類をゆるめて(場合によっては脱がせて)、体から熱への放散を助ける。
- ◆ うちわ、扇風機の風に当て、氷のう等で首、脇の下、足の付け根を冷やす。